

第2回

ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会 資料

目次

資料1 「つきまとい等」の定義等

資料2 GPS機器を用いた位置情報の取得

資料3 文書の連続送付

資料4 見張り、押し掛け、みだりにうろつく行為に係る場
所的要件の見直し

資料5 禁止命令等の方法に係る規定の整備

「つきまとい等」の定義等

「つきまとい等」とは・・・

恋愛感情、好意の感情、又はその感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で次の①～⑧の行為を行うことをいう

①つきまとい、待ち伏せ、住居等の付近において見張り・うろつき、住居等に押し掛け

- 〈例〉●あなたを尾行してつきまとう
- 通勤・通学途中などあなたの行く先々で待ち伏せをしている
 - あなたの自宅や職場、学校などへ押しかけたり、付近で見張っている
 - 住居等の付近を行ったり来たりしてうろついている

②監視していると告げる行為

- 〈例〉●帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話をしてくる
- あなたのその日の行動や服装などを電子メールや電話で告げる
 - 「お前をいつも監視しているぞ」などと監視していることを告げる

③面会・交際などの要求

- 〈例〉●拒否しているにもかかわらず、面会や交際、復縁を求めてくる
- 贈り物を届け、受け取るように求める

④乱暴な言動

- 〈例〉●あなたに、大声で「バカヤロー」などの粗野な言葉を浴びせる
- あなたの家の前で大声を出したり、車のクラクションをうるさく鳴らす

⑤無言電話、連続した電話・ファクシミリ・メール・SNSのメッセージ等

- 〈例〉●電話をかけてきて、何も告げない
- 拒否しているにもかかわらず、携帯電話や自宅、会社に何度も電話をかけてくる
 - 拒否しているにもかかわらず、何度もメール・SNSのメッセージを送信してくる

⑥汚物などの送付

- 〈例〉●汚物や動物の死体など、不快感や嫌悪感を与えるものを自宅や職場に送りつける
- あなたの自動車に糞尿等を付着させる

⑦名誉を傷つける

- 〈例〉●あなたの名誉を傷つけるような内容を告げたり、文書などを届けたりする
- あなたの名誉を傷つけるような文章をインターネットに掲載して伝えようとする

⑧性的羞恥心の侵害

- 〈例〉●わいせつな写真などを送りつけたり、インターネットに掲載して伝えようとする
- 電話や手紙で卑猥な言葉を告げ辱めようとする

➡ ストーカー規制法により、警察本部長等は、「つきまとい等」をした者に対して警告又は禁止命令等を行うことができる

「ストーカー行為」とは・・・

同一の者に対し、つきまとい等を繰り返し行うことをいう

➡ ストーカー規制法では、ストーカー行為をした者に罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が設けられている

G P S 機器を用いた位置情報の取得

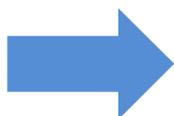
最高裁判決の概要等

1 福岡地裁で審理された事件（有印私文書偽造・同行使、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件）

福岡県在住の被告人が、被告人から避難中である妻の住居付近に位置する駐車場に駐車された使用車両にG P S 機器を取り付け、同駐車場等の付近から離れた場所において多数回にわたって位置情報を探索取得したものの。

2 佐賀地裁で審理された事件（ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件）

長崎県在住の被告人が、元交際相手が利用していた美容室の駐車場等に駐車された使用車両にG P S 機器を取り付け、同駐車場等の付近から離れた場所において多数回にわたって位置情報を取得したものの。



福岡、佐賀両地裁では、これらの行為が「住居等の付近において見張り」に当たるとされたのに対し、控訴審の福岡高裁では「住居等の付近において見張り」に該当しないとされたため、福岡高検において上告。

・ 最高裁判決の概要（令和2年7月30日）

ストーカー規制法の「住居等の付近において見張り」をする行為に該当するためには、GPS機器等を用いる場合であっても、上記特定の者等の「住居等」の付近という一定の場所において同所における上記特定の者等の動静を観察する行為が行われることを要するものと解するのが相当である。

事案概要

1 被告人が被害者使用車両にG P S 機器を取付け

〔 福岡：後部バンパーの内側にガムテープで貼付け
佐賀：車両底部に多数回にわたり取付け 〕

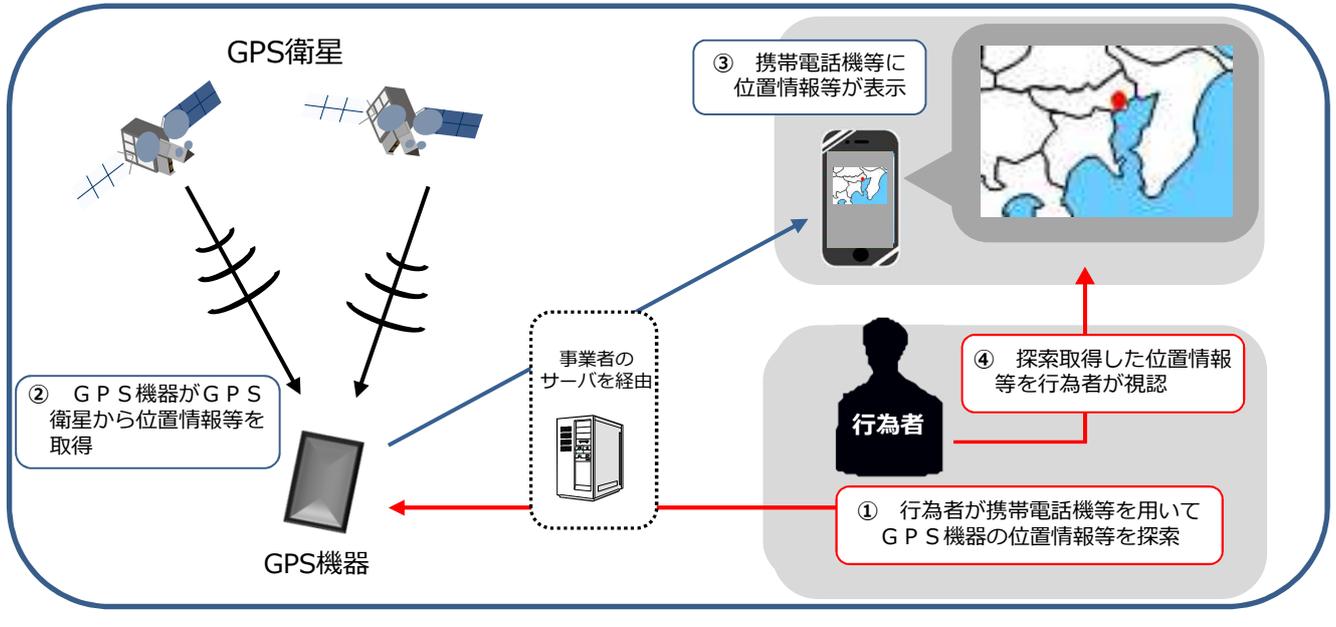
2 被告人は、自身の携帯電話機等を利用し、G P S 機器の位置情報を探索

〔 G P S 機器を取り付けた頃から警察に発見されるまでの
福岡：約20日間で181回
佐賀：約10ヶ月間で600回以上 〕

3 被告人は、車両の位置情報に基づき被害者の秘匿避難先を把握した上、建物に隠れて被害者を注視し、繰り返し写真撮影（福岡地裁審理事件）

GPSとは

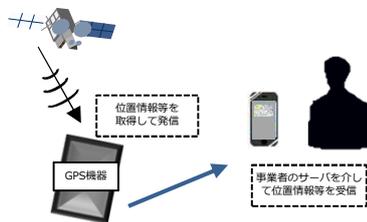
GPSとは、人工衛星の発する電波によって、地球上の現在位置を正確に測定するシステム。



GPS機器の一例

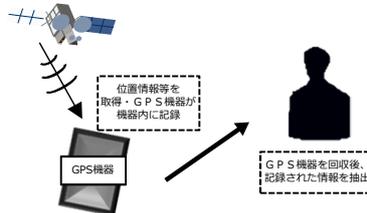
GPS機器には様々な種類があり、上記のようにリアルタイムで位置情報を探索できる機器（例①）のほか、機器を回収した後に機器内に保存された情報を確認するもの（例②）、アプリケーション等を用いたもの（例③）等が確認されている。

例① リアルタイム型



取得した位置情報を発信する機能を有し、当該位置情報をインターネット上で確認することが可能なもの。
車両盗難防止や高齢者の所在確認等を目的としたGPS機器を提供している事業者が存在する。

例② 記録型



- ※ 小さい機器では数センチの大きさ。
- ※ 電池等で数時間～数日間稼働する。

一定間隔で位置情報等を記録するものであり、事後的に、当該機器に記録された位置情報から移動経路等を確認することが可能なもの。

例③ アプリケーション等



- ※ 位置探索のほか、対象の端末を遠隔操作し、録音・録画等を行わせることが可能となるアプリケーションが存在する。

端末の位置情報等を他の端末で確認等することが可能なもの。

位置情報の取得が可能なアプリケーションの例

アプリ「A」

紛失・盗難されたスマートフォンを探索する目的等のために、スマートフォンの位置情報の取得や端末のデータ消去等を遠隔操作により行うことができるもの。

主な機能

遠隔操作をしようとする端末にアプリケーションをインストールすることにより、以下の操作が可能となる。

位置情報の取得

GPS追跡

電話帳の閲覧

音声の録音

SNSメッセージ
ログの閲覧

カメラの起動

保存された画像
や動画の閲覧

アプリ「B」

外出先で子どもの様子を確認する目的等のために、スマートフォンの位置情報の取得、動画の撮影・送信、アラームの鳴動等を遠隔操作により行うことができるもの。

主な機能

遠隔操作をしようとする端末にアプリケーションをインストールすることにより、以下の操作が可能となる。

位置情報の取得

カメラの起動

アラームを
遠隔で鳴らす

事例

- 相手方の使用する自動車にひそかにGPS機器を取り付け、位置情報を取得して、その位置情報を基に、相手方が現に所在する場所に赴いて見張りを行ったほか、相手方と一緒にいたその友人に対して、その後、同人が当該場所にいたことを告げたもの。
- 相手方の使用する自動車にひそかにGPS機器を取り付け、位置情報を取得して、その位置情報を基に、相手方が現に所在する場所に押し掛け、復縁を求めたほか、その位置情報により把握した相手方の転居先に赴いて、窓ガラスを割り、その後、相手方が元々住んでいた住宅を放火したものの。
- 相手方の使用するスマートフォンに位置情報等を取得することができるアプリケーションを無断でインストールして、位置情報等を取得し、その動静を監視するなどしたもの。
- 位置情報等を取得することができるアプリケーションを自らのスマートフォンにインストールした上でそのことを秘して相手方に貸与し、その位置情報等を取得して、動静を監視するなどしたもの。

検討

GPS機器を取り付け、位置情報を取得する行為に関して、どのような規制が必要か。

文書の連続送付

現行の規制

ストーカー規制法（第2条第1項第5号）

電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

→ 現行法では、文書の連続送付が規定されておらず、文書の内容が他の号（面会・交際などの要求、名誉を傷つける、性的羞恥心の侵害等）の規定に抵触するものでなければ、規制の対象とならない。

「連続して」について

「連続して」とは、「短時間や短期間に何度も」という意味であり、具体的には個々の事案により判断されることとなる。

なお、電話やファクシミリ、電子メール等の内容は、どのようなものでもよい。また、電話、ファクシミリ又は電子メール等のいずれかのみを連続して送信等を行う場合に限られるものではなく、これらのものの複数連続して送信等を行う場合でも、つきまとい等に当たるものと解される。

事例

- 相手方に拒まれているにもかかわらず、一方的に好意の感情を伝える内容を記載した文書を連続して送付したもの。
- 集合住宅の隣人である相手方の郵便受けに、自己の近況報告や相手方の個人情報に関する内容を記載した文書を連続して投函したもの。

検討

現行法上、規制の対象外となっている、文書を連続して送付する行為を規制すべきか。

見張り、押し掛け、みだりにうろつく行為に係る場所的要件の見直し

現行の規制

ストーカー規制法（第2条第1項第1号）

・・・住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

→ 「住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所」における見張り、押し掛け等は規制対象となっているが、これらの場所に該当しなければ、被害者が現に所在している場所において見張り、押し掛け等が行われたとしても規制の対象とならない。

事例

- 相手方の使用する自動車にひそかにGPS機器を取り付け、位置情報を取得して、その位置情報を基に、相手方が現に所在する店舗に押し掛け、復縁を求めたもの。
- 相手方のSNS上に書き込まれた当日の行き先に関する情報を基に、相手方が現に所在する店舗に押し掛けたもの。
- インターネット上に公開されている行事予定に関する情報を基に、相手方が訪れていた他校のグラウンドに押し掛けたもの。
- 年に数回開催される自主制作物品の販売等を行う催事の開催案内等の情報を基に、相手方が所在する催事会場に押し掛けたもの。

検討

「住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所」以外の場所における見張り、押し掛け等も、規制の対象とすべきか。

禁止命令等の方法に係る規定の整備

禁止命令等の概要

ストーカー規制法（第5条第1項）

第五条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、第三条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
- 二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項

※ 第三条…つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない

（有効期間について）

ストーカー規制法（第5条第8項及び9項）

- 8 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。
- 9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

「つきまとい等」をして、更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは「禁止命令等」をすることができる。

有効期間は一年で、継続する必要があると認めるときは延長することができる。

禁止命令等の方法

ストーカー規制法施行規則（第5条）

第五条 法第五条第一項又は第三項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）は、別記様式第五号の禁止等命令書を交付して行うものとする。
2 前項の規定にかかわらず、緊急を要し別記様式第五号の禁止等命令書を交付するいとまがないときは、禁止命令等を口頭で行うことができる。この場合において、別記様式第五号の禁止等命令書は、可能な限り速やかにこれを交付するものとする。

（禁止命令等有効期間延長処分）

ストーカー規制法施行規則（第10条）

法第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分（以下「禁止命令等有効期間延長処分」という。）は、別記様式第八号の禁止命令等有効期間延長処分書を交付して行うものとする。



「禁止命令等」「禁止命令等有効期間延長処分」について、いずれもストーカー規制法施行規則において定められた様式の文書を交付して行うものとされている。

事例

- 行為者が警察からの架電を無視したため、行為者との接触に至るまでに時間を要し、面接時にあっても、行為者が処分書の受け取りを拒否するなどしたため、説得後に同書を交付する必要性が生じ、最終的に同書を交付するまでにさらに時間を要したものの。
- 留置中に禁止命令を発出した被疑者が釈放後所在不明となったため、禁止命令の有効期間を延長することができなかったものの。

他の法令の規定例

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(命令等に係る書類の送達)

- 第三十九条の二 この法律の規定による命令又は指示は、国家公安委員会規則で定める書類を送達して行う。ただし、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八条第一項、第二十二條第一項、第二十六条第一項、第三十条、第三十条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十第一項の規定による命令については、緊急を要するため当該書類を送達するいとまがないときは、口頭ですることができる。
- 2 前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、当該命令又は指示をする公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる。
 - 3 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。
 - 4 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

➡ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」では「送達」や「公示送達」等の規定を法律上に明記し、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合の対応を可能としている。

検討

禁止命令等の方法について、「送達」や「公示送達」等の規定を法律上に明記すべきか。